

# 地方自治体支援に関する今後の課題

平成 21 年度副センター長 **渡邊 喜平**



## 1. はじめに

知財立国を目指して 2002 年に制定された知的財産基本法の第 6 条によって、各地方自治体は、知的財産の創造、保護及び活用（知的創造サイクル）に関し、その区域の特性を生かした自主的な施策を策定し実施することが責務とされた。これを受けて、多くの地方自治体では、全国 9ヶ所の経済産業局に設置した地域知財戦略本部と連携をとりながら知的財産戦略を策定し、2009 年 3 月現在、44 の都道府県と 8 の政令指定都市が、策定した知的財産戦略に基づいて、具体的な活動を行っている。

これにともない、日本弁理士会にもいくつかの道、県及び政令指定都市から知財の創造・保護・活用等に関し支援要請があった。そこで、日本弁理士会では、各支部と外部機関である知的財産支援センターが、支援要請のあった道・県と協定を結んで、支援活動を行っている。

## 2. 日本弁理士会の地方自治体に対する知財支援の現状

地方自治体では、当会と共催のセミナーをはじめ、経済産業局、特許庁及び発明協会等の開催する数多くのセミナーを通じ、この数年の間に、知財に関する知識やセミナー運営のノウハウなどを習得している。これにより、自治体によっては、当会の支援を得ることなく、一般向けの初級セミナーや職員向けの初級セミナー等については、独自にセミナーを実施しているところもある。

このため、近年における地方自治体からの支援要請は、初級、中級のセミナーに関するもののほか、より専門的な知財に関するセミナーに対するものも含まれるようになり、例えば、「食品業界を対象としたセミナー」、「ロボットを対象としたセミナー」、「農林水産業界を対象としたセミナー」、「公設試験研究機関における特許戦略」、「地域資源を活かした知的財産戦略」

等の技術分野別あるいは産業分野別に特化したもの、「経営者・役員を対象としたセミナー」、「技術者・知財担当者を対象としたセミナー」、「地方自治体の職員を対象としたセミナー」等の受講者層を特定したもの、さらには「地域ブランドに関するセミナー」、「著作権に関するセミナー」「種苗法に関するセミナー」等の技術以外の知財を対象としたものが含まれるようになってきた。

そこで、知的財産支援センターの第 3 事業部では、支援要請のあった各地方自治体の属する支部と連携をとりながら、一般向けのセミナーはもちろんのこと、上記のように、特化した産業分野・技術分野を対象としたセミナー、特定の受講者層を対象としたセミナー及び技術以外の知財を対象としたセミナーについても企画し、運営を行っている。

## 3. 地方自治体に対する今後の知財支援

### (1) 地方自治体における知的創造サイクル

i. 地方自治体が知的創造サイクルを実現して産業の活性化を図るには、その地域における大学、研究所及び優れた技術を有する中小企業（ベンチャー企業を含む）を核とする必要がある。

ii. 大学又は研究所を核とする場合は、大学や研究所で生まれた新たな技術を、中小企業を通じ実用化して活性化を図るケースと、中小企業がある技術を製品化する際、中小企業では解決することのできない技術的課題を大学や研究所において解決を図り、大学や研究所が中小企業をサポートしながら活性化を図るケースとがある。これらの場合、知的財産は大学や研究所における研究の段階及び中小企業における実用化の段階で生まれ、権利化され、中小企業が実施することによって活用される。

iii. また、優れた技術を有する中小企業が地域内にあるときは、その中小企業が有する技術を発展させて地域全体の活性化を図ることになる。この場合、知的

財産は、中小企業が有する優れた技術自体に存在し、さらには、この技術を発展させる段階で新たに生まれ、権利化され、それらを製品化することによって活用される。

なお、その地域で生まれその地域で育った大企業を有する地方自治体の場合は、その大企業を核とし、その大企業の製品を用いたいろいろな二次・三次製品を、地域内の中小企業で開発させることによって地域全体の活性化を図っているところもある。この場合、中小企業が二次製品を開発する段階で知的財産が生まれ、権利化され、それらを製品化することによって活用される。

## (2) 地方自治体における知財施策

i. 各地方自治体では、核となる大学、研究所及び中小企業において、あるいは、これらの複合体において知的創造サイクルが円滑に循環するよう、次のような施策<sup>(1)</sup>を講じている。

### [県独自の知財専用スタッフの配置]

岩手県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、京都府、奈良県、島根県等

### [知財分野の人材派遣事業の実施]

埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、兵庫県等

### [知財に関する研究会・交流会等の定期的開催]

岩手県、秋田県、長野県、三重県等

### [産業財産権取得に要する費用の助成]

千葉県、東京都、静岡県、富山県、愛知県、福井県、和歌山県、岡山県等（千葉県、東京都、静岡県、愛知県、福井県は外国出願に限定）

### [産業財産権取得費が含まれる知財経費補助事業]

山形県、群馬県、長野県、岐阜県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県、愛媛県、宮崎県等

### [知財関連融資]

北海道、栃木県、埼玉県、千葉県、大阪府等

### [知財の実用化補助事業]

秋田県、石川県、栃木県、岐阜県、愛知県、香川県、熊本県、宮崎県等

このほか、鳥取県では、「鳥取県弁理士定着促進事業」として、県内に特許事務所を開設する場合、開設する特許事務所に対し奨励金として100万円を補助する事

業を行い、さらには、県内中小企業における新商品・新事業分野進出に向けた事業立上げまでの一貫した支援を行う「知財ビジネスプロデューサ」を企業OBから採用している。

ii. 上記したように、各地方自治体では、知的創造サイクルの各段階における支援策をとっている。知的創造サイクルのどの段階に力を入れるかは、地方自治体における知的財産支援施策の進捗状況によって異なっているが、おおむね、知的財産の創造の段階に最も力を入れている。これは、知的財産が創造されなければ、この知的創造サイクルの循環がスタートしないにもかかわらず、多くの地方自治体における大学、研究所、中小企業では知的財産の創造が十分なされていないからである。

ここで、単に知的財産の創造の段階といっても、大きく分ければ、初級レベル、中級レベル及び上級レベルの三つのレベルになる。

初級レベル：知的創造サイクルの重要性を知り、知財の創造の必要性を認識するレベル。

中級レベル：知財を創造（発掘）するための手法を学ぶレベル。

上級レベル：実際の研究テーマあるいは仕事の中から知財を創造（発掘）するレベル。

iii. 近年、島根県、鳥取県、高知県など、いくつかの地方自治体では、県民等に知的創造サイクルの重要性を知ってもらい、知財創造の必要性を認識してもらうためには、まず、自治体において知的財産にかかわる仕事をしている職員のレベルアップを図る必要があるということから、職員に対して初級レベルさらには中級レベルの知財教育を行っている。

地方自治体の職員が、県民から知的財産に関する問い合わせを受けたときに、少なくとも、どのように対処すべきかの指導を適切にできるようにしておかなければ、知的財産による地域の活性化は到底おぼつかないので、職員に対する知財教育は、地方自治体において今後も非常に重要な施策になると思われる。

一方、知的財産戦略に力を入れてきた地方自治体では、初級レベルの施策もさることながら、上級レベルの施策に力を入れつつある。例えば、高知県などいくつかの地方自治体では、国が発明協会を介して行っている企業訪問型事業とは別個に、県内における技術レベルの高い特定の企業や、ブランド戦略を必須とするような団体に弁理士等を派遣し、企業が潜在的に有し

ている知的財産を掘り起こして出願に結びつけるような支援策を講じているところもある。

中小企業等にとって、知財戦略の重要性、知的財産の創造の手法を学んだとしても、実際に戦略を立てて実行することは容易ではない。このようなときには、プロの指導が必要であり、プロと共に活動することによって、実際の研究あるいは仕事の中から知財を創造（発掘）することができるようになる。また、このような活動をプロと共に行うことによって上級レベルの実力を習得することが可能となる。したがって、知的財産によって地域の活性化を図るには、この上級レベルにおける支援が引き続き重要となる。

なお、愛媛県、山形県などでは、工業・デザイン・農業の高校や産業技術短期大学校あるいは農業大学校の学生に初級レベルのセミナーを実施し、知財に関する啓蒙を行っているが、長い目で見たときにはこのような施策も有意義だと思われる。

### (3) 地方自治体に対する今後の支援のあり方

知的財産支援センターとしては、今後も、知的創造サイクルの創造、保護、活用のいずれの段階における支援をも行っていくが、実施面でいくつかの課題があるように思われる。

#### i. 知的創造サイクルの創造段階での課題

① 初級・中級レベルの知識を身につけてもらうには、知的財産支援センターで従来行っているセミナー（講演・演習）で対応することができるが、上級レベルの知識を身につけてもらうには、弁理士が、特定の企業あるいは団体等の内部に入り込まなければ対応することはできない。しかし、現段階では、日本弁理士会から特定の企業や団体等に直接弁理士を派遣して支援する訪問型の支援は、会則上の制約を受け実施することができない。

このため、地方自治体から、特定の企業あるいは団体等への弁理士派遣の要請があったときには、速やかに適任の弁理士を推薦できる体制をつくっておく必要がある。

なお、当会の執行役員会において、現在、「中小企業向けの訪問型知財コンサルティング支援」についての施策を検討中のようなのであるが、早期の実現を期待したい。ただし、訪問型の知財コンサルティングは、弁理士であれば誰でもできるものではなく、それなりの経験と見識を備えていなければならない

ので、当会自身においても、そのようなコンサルティングを行える弁理士を育成しておく必要がある。

② ところで、現在の多くの訪問型支援は、企業等への弁理士派遣が行われたとしても、その回数は1回か2回である。1回か2回の派遣では、企業等に眠っている発明等を発掘する程度のことしか行うことはできず、企業等の担当者に上級レベルの知識を身につけてもらうまでの支援は困難である。したがって、弁理士派遣による支援も、現在の形のままでと限界がある。

すなわち、企業、研究所、大学に、知財について上級レベル程度の知識をもった人材がいなければ、知財によってその企業等ひいてはその地域の永続的な活性化を図るのは難しい。一方、上級レベルの知識をもった人材を育てるには、単発的なセミナーに参加させたり、1回や2回の訪問型支援では不可能であるから、ある程度長期的に、かつ実践的な教育を行わなければならない。

そうしてみると、地方自治体は、これからのセミナーの中に、企業における知財担当者育成のためのセミナー、すなわち、企業が実際にかかえている具体的な事例を対象として、ある期間連続して行う実践的な勉強会形式のセミナーを入れる必要があるのではないと思われる。

一部の機関では、既に、このような勉強会形式による知財担当者育成の取り組みを行っているところもあるようであるが、当センターとしても、このようなセミナーを推奨すると共に、要請があった際には速やかに対応できる、支援体制を整えておく必要があると思われる。

③ また、研究所の研究者等については、自分の研究テーマに関する先行技術調査、簡単な特許性判断、侵害関係の有無程度の判断を行えるようにしておく必要があるため、自治体職員に対するセミナーも、今までの一律的なものから職員の職種に応じたものにする提案をしてもよいのではなかろうか。

#### ii. 知的創造サイクルの保護段階での課題

知的創造サイクルの保護段階は、発明を出願して権利化する段階であるから、基本的には通常の弁理士業務となり、創造段階のような支援を行うことができない。この段階での支援は、出願手続等に要する費用についての支援が主となるため、出願費用等に関する各種の助成制度の情報を提供する形での支援がふさわし



い。

そこで、今後も、国・地方自治体・財団等における各種助成制度を調べ、その調査結果を中小企業向けの情報として発信していくことが有効な支援策になると思われる。当会の出願等援助制度も、知的創造サイクルの保護段階における支援策の一環として積極的に紹介するべきであろう。

### iii. 知的創造サイクルの活用段階での課題

多くの弁理士が知的創造サイクルの活用段階の業務に携わってこなかったことから、支援できるほどの知識をもっている弁理士は少なく、知的創造サイクルの活用段階での支援はかなり難しい。

しかしながら、これからの弁理士には、知的創造サイクルの活用段階での活躍も期待されていることから、まず、弁理士自らが学び、支援要請があったときには、速やかに対応できるようにしておく必要がある。

## 4. おわりに

今後の地方自治体に対する支援についてもいろいろな展開が予想されるが、当センターの支援も、限りあ

る費用とマンパワーの下に行う事業であることから、各地方自治体に対しては、原則として、共催する3年間のセミナーを通じ、自立してセミナーを開催できるような体制を整えるようお願いしている。しかし、専門的かつ高度化していく内容のセミナーの開催、講師の選定・交渉等のノウハウまで、3年の間に習得してもらうのは難しいことである。

そこで、当事業部では、地方自治体が、今までより進化した内容のセミナーを希望し、あるいは企画し、真剣に地域の知的創造サイクルの推進に取り組んでいる場合には、引き続き、積極的に支援させていただき、支援先地方自治体の知的財産創造サイクルが円滑に推進され、地域産業の活性化に寄与できるよう努力していきたいと思っている。

## 注

(1)特許庁総務部普及支援課 平成20年3月「都道府県・政令指定都市における知的財産に関する取り組み状況に関する調査結果(概要)」による

(原稿受領 2009.12.14)

